

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 27日

住 所 北海道札幌市厚別区
厚別中央2条5丁目7番2号

事業者名 株式会社札幌副都心開発公社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 高橋 稔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 施設・車両等に関する事項 当社が管理する新札幌バスターミナルは、周辺地域の高齢化も進んでいることから、高齢者や車いす利用者が使用しやすい施設を目指し、乗場形状の改善を行う。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 主要の施設・設備へのスムーズな案内誘導を行えるよう対策を検討する。また、高齢者、障害者に対して声かけ・誘導案内を積極的に行い、対応方法の資質向上に努める。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗場形状の改善	車いす利用者が通常の乗場を利用できるよう乗場形状の改善を行う。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-----	------------------------------

障害者等に対する声かけの実施	車いす利用者、視覚障害者に対し、声かけ・誘導案内を積極的に行う。
----------------	----------------------------------

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
手渡し案内図作成の検討	主要な施設、設備への誘導案内をスムーズに行えるよう手渡し案内図等作成の検討を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関するガイドラインの配置	交通事業者向け接遇ガイドライン等を現場に配置し、高齢者、障害者等への対応方法の資質向上を図る。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。